

⑫ ひきこもり出張相談を行います

外出することに不安を感じている、動き出したいけど動けない、何をどうすればいいのかわからない等の困りごとなど、まずは相談から始めてみませんか。ひきこもり問題で悩んでいる方を対象に出張相談を行います。一人で悩まずお気軽にご連絡ください。

日時 6月25日(木) 午後1時～4時

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原 3-2-11)

対象 県内在住のひきこもり問題でお困りの本人や家族の方

参加費 無料(相談1件あたり50分)

申込方法 電話またはメールでお申し込みください。

申込期限 6月23日(火)

申・問 茨城県ひきこもり相談支援センター TEL 0296-48-6631 メール: info@ibahiki.org

⑬ 木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します

木造住宅の倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修設計や、耐震改修工事を行う方を対象に、その費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・笠間市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもの)で、階数が2階以下かつ延べ床面積30平方メートル以上のもの。
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工され建築されたもの。
- ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの。
※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。
- ・耐震診断を受けて、上部構造評点(耐震性の評価)が1.0未満であること。

補助対象者となる方

- ・上記の対象住宅の所有者で、市税を滞納していない方。
- ・自己または2親等以内の親族が居住するために事業を行う者であること。

補助対象事業と補助率

○耐震改修計画事業(設計)

耐震診断を実施した後、補助対象建築物の上部構造評点を1.0以上に向上させるために耐震改修計画(設計)を作成する事業

【補助率：事業に要した費用の2/3以内(10万円が限度)】

○耐震改修工事事業

耐震改修計画に基づき、改修工事を行う事業であって、当該工事により建物の上部構造評点が1.0以上となるもの。ただし、当該計画を作成した診断士が工事監理を行うことを条件とする。

【補助率：事業に要した費用の23%以内(30万円が限度)】

募集戸数 各事業につき1戸

申込期間 6月15日(月)～9月30日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて都市計画課までご提出ください。

※事前に都市計画課までお問い合わせください。

※予定戸数に達した時点で申し込み受付を終了します。

申・問 都市計画課(内線587)

